

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

清朝末期の内モンゴルにおける近代学校に関する歴史的研究

氏 名

宝 金華

論 文 内 容 の 要 旨

I、主論文の目的

本研究の目的は、内モンゴルにおける最初の近代学校の設立と展開の歴史的分析を通して、この学校が如何なる意味において「近代的」ということができるのか、解明することにある。

19世紀末の内モンゴル社会は、戦争や反乱が相次いで訪れる不安定な状況にあった。清朝に対しては、列強の侵入や日清戦争の敗戦、また国内の漢人官僚たちの反乱や辺境の動揺など各方面からの攻撃と抑圧が強まっていた。その中であって、内モンゴルは20世紀初めの日露戦争までには様々な取り組みが進められ、急速に近代化しつつあった。本論は内モンゴルのハラチン右旗における近代学校を対象として、それを改革したモンゴル人の王族であるグンサンノルブが国際関係と国内反乱の矛盾や限界を克服するために創設した「三正」学堂という三つの近代学校に注目する。

従来、内モンゴルの近代化に関する研究は「民族運動」の動向に注目が集まっていた。それは、清朝政府が崩壊し、新たな政権に入れ替わる「辛亥革命」が活発した時期にあって、外モンゴルの独立宣言にしたがって、内モンゴルも清朝政府の支配からの離脱を目指し、その独立を求めた政治的な戦いをめぐるものである。一方、内モンゴルの近代学校については、歴史資料や民俗通史などのなかでしか見られなかった。しかし、清朝末期の内モンゴル地域で実行された教育の普及を含む各種改革はすべてがその民族の発展と独立のためであったからこそ、教育についての検討も必要だと考えられる。

清朝支配下の内モンゴルは、後述する盟旗制度を核とする封建体制のもとに置かれていた。その時期の内モンゴル社会は、それぞれの盟や旗の中で営まれ、内モンゴル全体を包含するような統一的な文化政策や教育政策は立案や実行がなされなかった。ところが、20世紀を迎えた清朝政府は、1902年に新学制である「欽定学堂章程」を制定し、さらに1904年に「奏定学堂章程」を發布して、近代教育制度を導入した。この時期、内モンゴル地域では多くの王府と農業地域、半農半牧の地域において家塾と村塾が創設されていたが、それと同時に新式学堂が設けられることとなる。ハラチン右旗では、グンサンノルブ王が自らの領地においてさまざまな改革を行い、教育の面では、崇正学堂、毓正女学堂、守正武

学堂という三つの学堂を設けたことはよく知られている。

これらの学堂は内モンゴルにおいて最初に作られた近代学校である。また第一章で述べるように、同時期に推進された内モンゴル地域の近代学堂のなかで唯一日本語の教科目を教えた学校でもある。さらに教育制度においては近代日本をモデルとしたものの、日本の学校制度を採った清朝の近代学校制度とは異なる特徴をみせる。これらの点からみて、ハラチン右旗の三つの学堂は研究の対象としてとりあげる意義には大きなものがあるといえることができる。

II、主論文の構成

主論文の構成は以下のとおりである。

目次

序章

第1節 本論文の目的

第2節 本研究の視点及び研究方法

第3節 資料について

第4節 先行研究の検討

第5節 各章の章立て

第1章 清朝による対内モンゴルの統治政策と教育

第1節 清朝による対内モンゴル統治政策と社会変化

第2節 内モンゴルにおける家庭教育と王府教育

第3節 清朝末期の教育制度及び初等教育

第4節 ハラチン右旗とグンサンノルブ

第2章 崇正学堂の設立と展開

第1節 崇正学堂の設立背景

第2節 崇正学堂規則

第3節 教育課程の特徴と展開

第3章 守正武学堂の設立と展開

第1節 守正武学堂の設立背景

第2節 日本人教官の招聘

第3節 教科課程及び実態

第4章 毓正女学堂の設立と展開

第1節 設立背景及び日本人教師

第2節 規則及び実態による教科課程

第3節 授業時間割及び生徒の成績

第5章 近代学校の経営とその後

第1節 経費

第2節 ハラチン右旗学堂のその後

終章

第1節 各章のまとめと結論

第2節 残された課題

参考文献一覧

III、主論文の具体的な内容

本論文は、序章と終章のほかに5章の内容から構成されている。各章の概要は以下のとおりである。

第1章では、清朝支配下における対モンゴル政策及び教育の状況を具体的に検討した。清朝政権下に置かれた内モンゴル地域は清朝政府の行政区分により分割されて「盟旗制度」により管理された。そこでは、清朝の対モンゴル政策により内モンゴル人には教育を受ける権利はなかった。王公の子どもたちは清朝のために設置された八旗官学に通ったが、一般のモンゴル人の子どもたちの学校はなかった。本章では、次に弱体化した清朝末期の教育状況を「西洋学への動向」と「日本式教育」の二つの視点から検討した。清朝末期における教育のあり方は、当初、一部西洋学の技術を導入しようとした官僚たちにより組織されていた。清朝政府により「奏定学堂章程」(1904年)が發布され、日本式教育をモデルとした近代教育制度が成立された。それに先立ってハラチン右旗においては既に学堂の創設が広がっていたことと、内モンゴル全体の学堂創設について検討を行った。最後に、ハラチン右旗の沿革及び位置を紹介し、グンサンノルブについて、ハラチン右旗の郡王爵位を得るまでの経歴と彼がハラチン右旗において行った改革について触れた。

第2章では、崇正学堂が設立された背景と同学堂の規則及び教科課程の展開を検討した。まず、学堂創設の背景を列強の侵入、清朝政府が実施した「移民実辺」政策の影響及び義和団乱の侵入という三つの側面から明らかにした。また、学堂創設にかかわった日本人陸軍中尉の寺田亀之助について検討して、彼が一年の「休暇」を利用し、清国において調査を行った目的は列国軍情及び清国事情研究のためであったことを明らかにした。さらに、崇正学堂の規則を検討することを通して、その特徴を明らかにした。最後に、教科課程の展開について分析し、崇正学堂で実際に教育されていた科目は、時期によって異なっていたことが解明された。

第3章では、守正武学堂の創設と展開について検討した。まず、グン王が近代内モンゴル社会、軍事教育に必要な武学堂を設立し、日本人教官と「招聘契約」を結んだうえで、日本式軍事教育を導入しようとしたことを明らかにした。また、教科科目はすべて「総教習」たる日本陸軍大尉の伊藤龍太郎が作り出したとみられることが解明された。さらに、武学堂は、清朝末期に創設された外の武学堂と比べてもっとも近代的

な軍事訓練の技術を導入したことを明らかにした。

第4章では、第一に、女学堂の目的を検討し、そこにおいて知識の発達と身体の健全を備えることが最も重要であり、同時期に作られた上海の女学堂の「宗旨」とは異なり、宗教からは切り離れていたこと、その「宗旨」は日本の小学校の「本旨」に似ていることを明らかにした。また、女学堂が「良妻賢母の教育方針」をもっていたことは、これまでも指摘されてきたが、そもそもその方針は「宗旨」よりもむしろ開堂式での王妃と日本人教師の吉原四郎の演説や教科課程により反映していたことを示した。第二に、女学堂の「規則」を検討し、教科課程が日本の高等小学校や上海女学堂よりも日本の高等女学校に倣っていたことを明らかにした。第三に、授業時間表を分析することを通して、女学堂で実際に教授されていた教科課程は「規則」に定められていた科目とは異なっており、より重要なことに、「班」分けの原理が成績でなく、身分によっていたのではないかということを示した。

第5章では、ハラチン右旗三学堂の経営及びその後について検討した。ハラチン右旗の三学堂は設立当期からは、すべての経費は無償化されていた。そのうえ、食堂も設置されて、遠方の生徒たちに食事を提供するなど就学支援の仕組みもあった。本章は、主にハラチン右旗と王府の財政を詳細に分析して、グンサンノルブは学堂運営のために、自らの年俸、王室の貴重品の売り出し、地租の徴収金、借金から学堂の経費を準備していたことを明らかにした。次に、これら三つの学堂のその後について分析した。清朝末期の不安定な社会において設立された近代学校のなかで、崇正学堂だけが何度も名称を変えながら存続しているが、毓正女学堂と守正武学堂は、経費が不足のため、またグンサンノルブは1909年に北京に赴任することによってわずかの数年間の発展を経て潰え去ったことを明らかにした。

上述の検討を通して、まず言えるのは、これらハラチン右旗の三つの学堂は、その創設はいずれも日本人のかかわりが大きく見られ、近代日本の教育をモデルとした学校である。また、この三つの学堂はグンサンノルブの意義により、清朝政府が近代教育制度を取り入れ、「奏定学堂章程」を發布する前に先立って創設された。さらに、学堂において、実際に教授されていた科目や運営において規則とは異なる点があった。以上の検討を通して、ハラチンの近代学校は、日本をモデルに近代教育の制度を取り入れたが、現実の学校経営の面においては、完全に近代的なものになっていない。あくまで、民族の独立のための計画に基づくものであった。